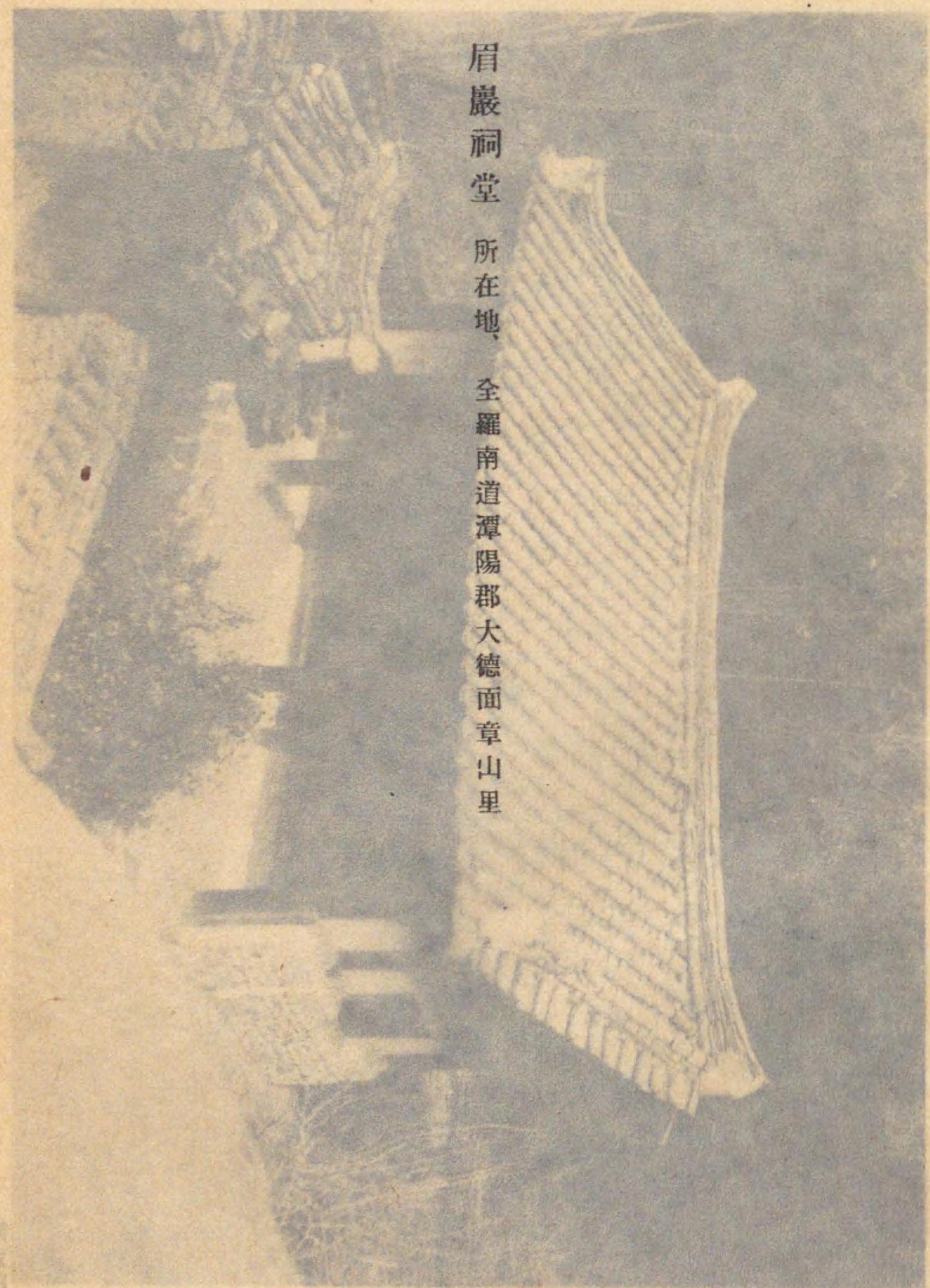


第四

眉巖祠堂

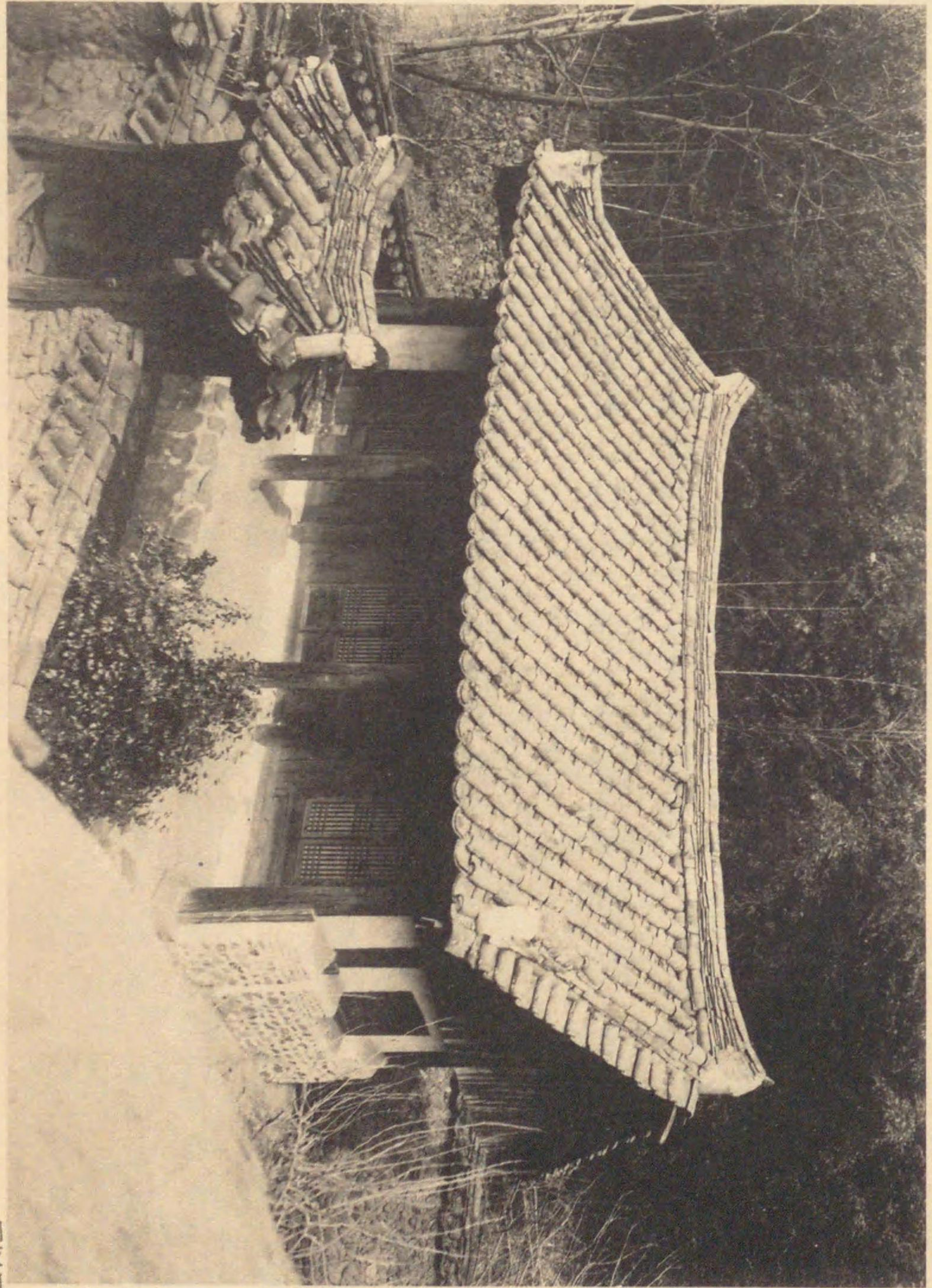
所在地

全羅南道潭陽郡大德面章山里



第四 眉巖祠堂 所在地 全羅南道潭陽郡大德面章山里

第四 鼠嶺廟堂 祀五姓 全羅南道靈巖縣大嶺面章山里



圖版四

朝鮮史料
叢刊第八

眉巖日記草解説

(一)

本書は朝鮮宣祖時代の學者柳希春の著した日記であつて、その宗孫全羅南道潭陽郡大德面章山里柳羲迪氏の所藏に係る希春自筆の原本を底本として活印に付したものである。

希春、字は仁仲、號は眉巖、又は自ら寅齋とも號した。善山(慶尙北道)の柳氏で、世々海南(全羅南道)に居り、父は桂鄰、號城隱、布衣であるが相當の學識があり、母は錦南崔溥の女、名門の出である。中宗八年癸酉(日本永正十年、明正徳八年、西紀一五一三年)十二月四日、海南の郷第に生れ、幼にして父に學び、稍長じて新齋崔山斗に道を問ひ、後又た慕齋金安國に師事し、安國を最も崇拜した。金安國、崔山斗は共に己卯士類である。當時己卯士類の學風は經學を重んじ文章を賤んだ。希春もその影響を受けて、經學に力を用ひ、文章を作ることは意としなかつた。故に彼は經學に長じ、

文章に短である。中宗三十二年丁酉、生員試に入格し、翌三十三年戊戌、文科に及第し、成均館學諭、藝文館檢閱を歴、三十七年壬寅正月、世子侍講院説書と爲り、東宮(仁宗)を輔導し、八月、司書に陞り、翌三十八年癸卯二月、弘文館修撰と爲り、六月、母の歸養を乞ひ、特に茂長縣監を授けられ、外任すること二年、仁宗元年乙巳五月に至り、大司憲宋麟壽の推挽に依り、再び入京して修撰と爲る。幾くもなく仁宗薨じ、明宗即位するや、司諫院正言に遷つた。

是より先、中宗末年、仁宗、東宮に在り、明宗、慶原大君の時、明宗の外叔尹元老、元衡兄弟、仁宗の外叔尹任と權を争ひ、任を以て大君を害するものと爲し、飛語を造つて之を毀ち、尹任も亦た之に對して元老等東宮を害するの飛語を造り、朝士亦た多く之に加はり、所謂大小尹の争が起つた。中宗、仁宗在位の間は大なる問題がなかつたが、兩王相繼いで薨じ、明宗幼にして即位し、大妃(文定王后)即ち尹元衡の姊、垂簾聽政するや、元衡大いに勢を得、その黨李芑、鄭順朋、林百齡、許磁、崔輔漢等と相謀り、尹任及びその黨左議政柳灌、吏曹判書柳仁淑を除かんとし、先づ大妃をして密旨を下さしめ、之を大司憲閔齊仁、大司諫金光準に付し、臺諫をして之を發論せしめようとした。

齊仁、光準、その下僚を中學に會して之を議したのであるが、執義宋希奎、司諫朴光祐、掌令鄭希登、李彦忱、持平金礪、閔起文、獻納白仁傑、正言金鸞、祥柳希春等皆なその長官の言に従はざるのみならず、反つて密旨を不正と爲し、終に之を論啓しなかつた。これは即ち明宗即位年乙巳八月二十一日のことである。是に於て元衡大いに怒り、翌日早朝、李芑、鄭順朋、林百齡、許磁等と闕に詣り、尹任等三人の罪狀を啓して之を罪し、仍りて宋希奎以下臺諫を盡く罷職し、乙巳大禍の端を開いた。時に希春も亦た罷職せられて郷里に退居したが、翌翌年即ち明宗二年丁未九月、良才驛壁書の變起り、乙巳被罪人に加罪するに及び、絶島安置の命を受け、初め濟州島に配せられたが、幾もなく濟州島はその家郷海南に近き故を以て、鍾城(咸鏡北道)に移配せられ、北方寒地に謫居すること十九年、その間、彼は經書を口誦し、夜以て日に繼ぎ、又た後進の教誨に力めた。

元來、乙巳の士禍は尹任、尹元衡の勢力争より起り、元衡は辜なきものを多く殺竄したけれども、文定王后之に干與し、元衡の勢力甚だ大であつた爲めに、敢へて之を論ずるものがなかつた。明宗二十年乙丑に至り、文定王后薨するや、李鐸、朴淳が主

と爲り、先づ尹元衡を放黜した。是に於て朝廷は稍清明となり、乙巳被罪人伸雪の議が起り、希春は恩津(忠清南道)に移配せられた。尋いで明宗薨じ、宣祖嗣服するや、再び乙巳伸冤の議起り、希春は盧守愼、金鸞祥と共に首に恩典を被り、管に放免せられたばかりでなく、成均館直講を授けられ、俄にして弘文館校理に遷つた。これは宣祖即位年(明宗二十二年)丁卯十月のことである。是より彼は死に至るまで凡そ十一年間、一時全羅道觀察使と爲り、外任を授けられたことがあるけれども、大抵中央政府に留り、弘文館副提學、成均館大司成、司憲府大司憲、司諫院大司諫、承政院承旨、六曹參判等清顯華要の職を歴任し、特に弘文館長官として在職すること最も長く、王の學問を輔導し、又た成均館同知事を兼ねて後進を誘掖し、校書館提調を兼ねて朱子大全等書を校正し、王命を奉じて國朝儒先錄を編纂し、經書の口訣及び諺釋を詳定する等、文化の開發進展に寄與する所甚だ多かつた。宣祖十年丁丑三月、階正二品に陞り、五月十五日、老病を以て京城に卒した。享年六十五、後四年にして左贊成を贈られ、仁祖の時、文節と諡せられた。

希春は博學強記を以て當世に聞え、宣祖初年の學者にして之に就いて問はない

ものはなかつた。その著す所は國朝儒先錄大全集覽、語類注解續諱辨綱目考異、歷代要錄續蒙求、川海錄、兩聖辨玩心圖、藝園閑採、致堂管見注解、獻芹錄、六書附錄、大學釋疏、新增類合等甚だ多かつたが、今殆んど湮滅し、只だ國朝儒先錄(京城帝國大學所藏)歷代要錄(內閣文庫所藏)及びその手筆日記の一部が傳つてゐるのみである。

(一)

本日記は宣祖即位年丁卯(明宗二十二年)日本永祿十年、明隆慶元年、西紀一五六七年)十月一日即ち希春が恩津の配所にある時より始まり、宣祖十年(日本天正五年、明萬曆五年、西紀一五七七年)五月十三日即ち彼が死ぬ前日まで、凡そ十一年間に亘つてゐる。原本は本と十四冊あつたと傳へられてゐるが、詳かでない。その行狀(宣祖の時、門人許筈の撰)に依れば

先生平居、手錄一日所行事、即書之冊、在疾病急遽中、亦不少輟

と見え、その平日日記を書いたことのみを記し、その冊數を記してゐない。その神道碑(宣祖の時、門人許筈の撰)諡狀(仁祖の時、門人李好閔の撰)眉巖集の序(哲宗の時、奇

正鎮の書いたもの及び跋(李太王の時、希春の九代孫慶集の書いたもの)等も同様にその冊数を明記してゐない。只だ眉巖日記原本第十一冊の柳文節公夫人宋氏答文節公書の末尾に、次のやうな注がある。

文節公日記二十一卷、在於海南白明憲家、直孫所當極力推尋、留置本家矣、此簡牘書于海南白叔尙賓家、敬爲持久。書□私集之末

之に依れば、眉巖日記原本は本と二十一冊あつたやうに思はれるが、この記事も絶對に信ずることは出来ない。又た現存する日記は丁卯十月一日以後からあつて、それ以前のものはないが、丁卯以前の日記は初めあつて傳はらないものか、或は初めから之を修めなかつたものか、之も知ることが出来ない。奇正鎮の書いた眉巖集の序に於ても、次のやうに疑問を付してゐる。

先生所述蒙求附錄等書、當時已刊行、其外編纂甚富、而多不傳、獨幸手筆日記尙傳、起於丁卯、終於卒年丁丑、……丁卯以前、時幾自晦、闕不修歟、抑有之而所傳止此歟。

要するに希春は何時より日記を書き始め、幾冊の日記を修めたかわからないが現

存するものは、丁卯以後の手筆日記十冊と附録一冊とを合せて十一冊だけである。今その十一冊の内容を示せば、次のやうである。

- 第一冊 丁卯十月一日—戊辰三月二十九日
- 第二冊 戊辰三月二十九日—同年十一月五日
- 第三冊 己巳五月二十二日—同年十二月三十日
- 第四冊 庚午四月二十四日—同年七月八日
- 第五冊 庚午七月九日—同年十二月二十五日
- 第六冊 庚午十二月二十五日—辛未十二月三日
- 第七冊 壬申九月一日—癸酉五月二十六日
- 第八冊 癸酉六月一日—同年十二月三十日
- 第九冊 甲戌正月一日—同年九月二十六日
- 第十冊 乙亥十月二十七日—丙子七月二十九日
- 第十一冊 附録(眉巖及びその夫人宋氏の詩文、その他雜錄)

前表のやうに、丁卯より丁丑までの日記にしても、闕けた所が頗る多い。即ち

戊辰十一月六日—己巳五月二十一日
庚午正月一日—同年四月二十三日
辛未十二月四日—壬申八月三十日
甲戌九月二十七日—乙亥十月二十六日
丙子八月一日—丁丑五月十三日
の五個處の日記が闕けてゐる。然れどもこの中の日記は眉巖集に依つて之を補ふことが出来る。

抑々眉巖集は後に至つて出来たものであつて、その卷末附録柳慶集の跋に依れば、希春の死後、その子孫が振はなかつた爲めに、文集を編纂するに至らず、従つてその著述は皆散佚し、遺存するものは只だ丁卯より丁丑までの手筆日記だけである。それにしても完全に遺存せず、蠹魚蝕殘し、又た落卷もあつた。哲宗の時、その九代孫慶深が大いに之を慨嘆し、即ち殘存する日記草本を當時全羅道の山林學者奇正

鎮(號蘆沙)に付して校正を請ひ文集二十卷を編し、十冊に分ち、之を剞劂に付し、李太王六年に至つて、始めて之を印布したのである。今その板木は希春の祀堂(全羅南道潭陽郡大徳面章山里)に積置してある。故に眉巖集に收むる所のものは大抵皆な眉巖日記草にあるもので、特に日記がその大部分を占めてゐる。即ち眉巖集二十卷の中、卷五より卷十八まで凡そ十四卷が日記である。只だ眉巖集所收の日記は原本を刪節抄録したもので、卷五より卷十四までの所收は日記抄と稱すべく、一般記事を刪節抄録したものであり、卷十五より卷十八までの所收は經筵日記で、原本中に散見する經筵記事凡そ九十條を抄録したものである。その各卷に收むる所の日記を原本と對照すれば、左のやうになる。

- 卷五 丁卯十月三日—戊辰四月三十日(原本第一冊二冊)
- 卷六 戊辰五月二日—同年十一月五日(原本第二冊)
- 卷七 己巳五月二十三日—同年十二月三十日(原本第三冊)
庚午四月二十四日—同年六月二十八日(原本第四冊)
- 卷八 庚午七月一日—同年十二月三十日(原本第四冊五冊六冊)

- 卷九 辛未正月一日—同年十一月二十三日(原本第六册)
- 壬申九月二日—同年十二月二十九日(原本第七册)
- 卷一〇 癸酉正月一日—同年十二月三十日(原本第七册・八册)
- 卷一一 甲戌正月一日—同年七月二十一日(原本第九册)
- 卷一二 甲戌八月一日—同年九月二十五日(原本第九册)
- 甲戌十月九日—乙亥正月二十九日(原本欽)
- 卷一三 乙亥二月一日—同月二十九日(原本欽)
- 乙亥十月二十七日—丙子七月二十九日(原本第十册)
- 卷一四 丙子八月三日—丁丑五月十三日(原本欽)
- 卷一五 丁卯十一月より己巳八月までの経筵日記三十三回(原本第一册二册三册)
- 卷一六 庚午五月より癸酉四月までの経筵日記二十七回(原本第四册五册六册七册)
- 卷一七 甲戌正月より同年五月までの経筵日記十七回(原本第九册)

卷一八 甲戌七月(原本第九册)十月十一月十二月(以上原本欽)及び丙子七月(原本第十册)八月九月(以上原本欽)の経筵日記十三回

即ち眉巖集所収の日記の中

- 卷一二 甲戌十月九日—乙亥正月二十九日
 - 卷一三 乙亥二月一日—同月二十九日
 - 卷一四 丙子八月三日—丁丑五月十三日
 - 卷一八 甲戌十月十一月十二月及び丙子八月九月の経筵日記
- 更に之を簡単に要約すれば

- 甲戌十月九日—乙亥二月二十九日
- 丙子八月三日—丁丑五月十三日

の日記は原本に見えないものである。従つて哲宗の時、奇正鎮が眉巖集を編纂する時まで、本書原本は現存十一册の外、又た二册若くはそれ以上の原本があつたやうであるが、今は全く傳はつてゐない。茲に本書を出版するに當り、原本の足らざる所は眉巖集を以て之を補ひ、年代順に排列した。只だ眉巖集より補ふものは便

宜上眉巖集日記抄と稱し、之を一・二に分ち、先づ一年間の日記抄を收め、次にその年の經筵日記を收めることとした。

(三)

本書は朝鮮に於て發見された個人の日記中、最も大なるものであり、又た最も史料としての價值あるものである。大抵の人は日記を書くにしても、永續せず、又たその日の出來事を盡く記さず、自己の缺點を回護するのであるが、希春に於ては然らず、現存するもののみでも、十一年間の久しきに亙り、上朝廷の公事より下一己の私事に至るまで、凡そ一日間の出來事及び見聞した所は洩さず詳細且つ正直に之を記してゐる。故に本日記に依つて、宣祖初年の朝廷の出來事は勿論、京外各官衙の機能、京外各官吏の内面的生活、その他一般の社會狀態、經濟狀態、風俗、習慣、物産等を如實に知ることが出来る。本書は實に朝鮮政治史、社會史、經濟史、將た又た文藝史資料の一大寶庫であつて、宣祖實錄修撰の史料となつたものである。

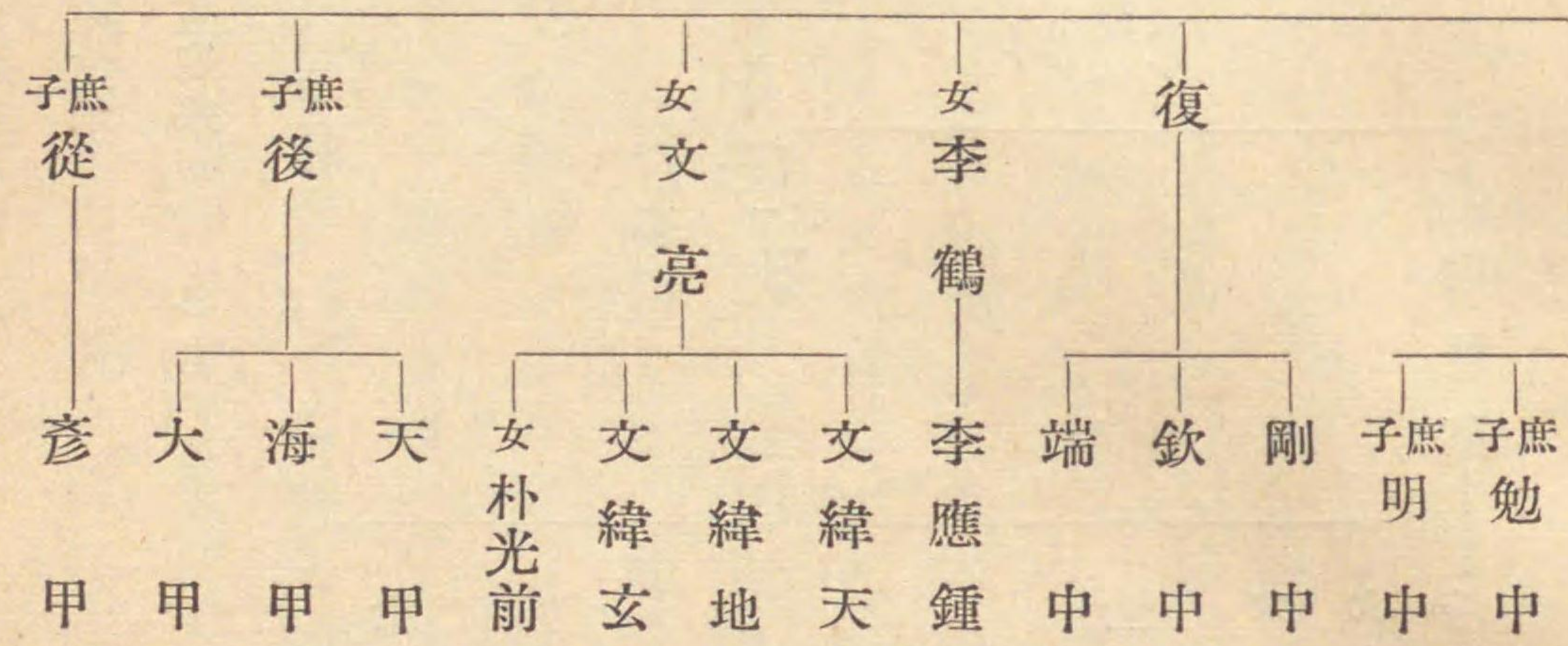
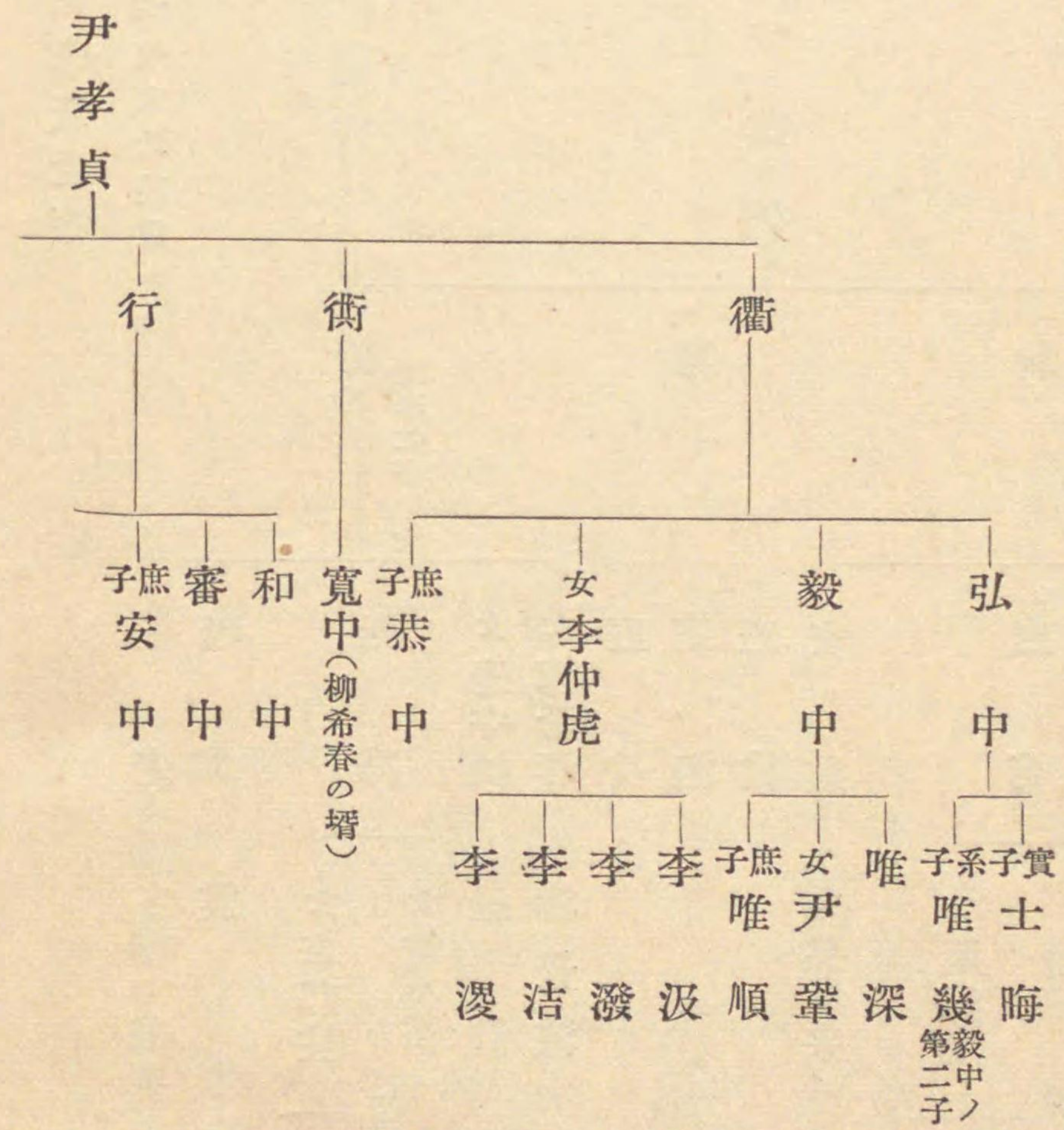
抑、宣祖實錄は歷代實錄の中、最も出來の悪いもので、その最初十一年間は、本日記及び李珣の經筵日記(石潭日記)、奇大升の論思錄を史料として編纂したものである。就中、本書に據る所最も多く、恰も眉巖日記抄のやうな感がする。然れども節略甚だしく、只だ政治關係の記事のみを採り、當時の生活狀態、經濟狀態等を描寫した重要な記事は皆な之を省略してゐる。茲に宣祖實錄を補ふ意味で、本日記原本を活印に付したわけである。その學界に益する所甚だ大であらう。

(四)

さて本書を活印するに當り、原本の順序に従ひ、只だ日記を收めるのみならず、原本各冊の餘白に貼付或は附記する希春の詩文、他人より來る書狀及びその他備忘錄をも皆な力めて之を收めた。而して各冊通じて頭注、旁注を施し、以て讀者の便宜を計り、又た原文の眉巖集日記抄及び經筵日記、宣祖實錄等に收められたものは、それぞれ* * *★の符號を付して之を明かにした。最後に希春及びその妻家洪州宋氏、並に希春の姻戚にして最も往來頻繁であつた海南尹氏、羅州羅氏の世系を舉げ、以て讀者の參考に供することとする。

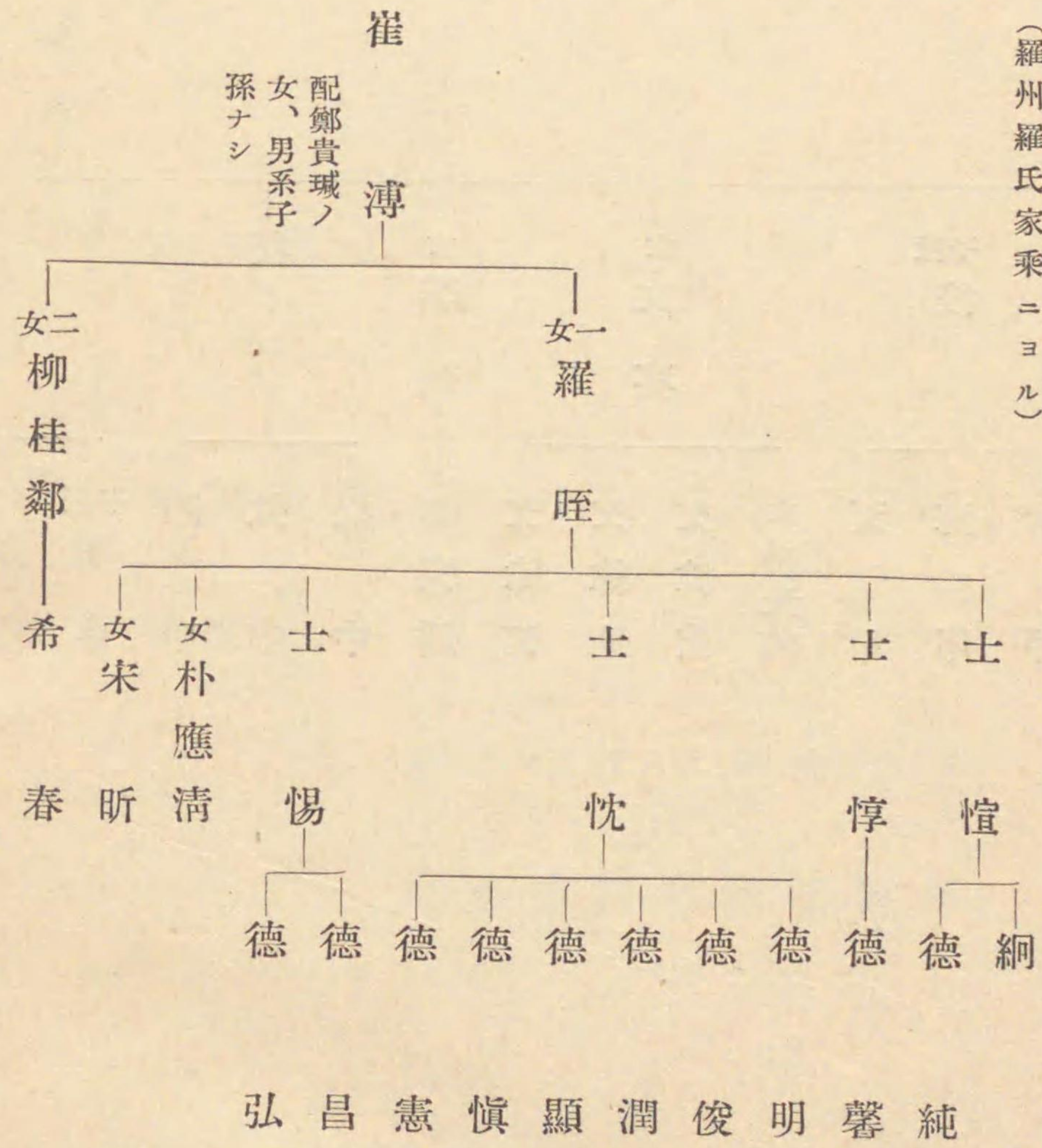
海南尹氏世系

(海南尹氏世譜ニヨル)



羅州羅氏世系

(羅州羅氏家乘ニヨル)



(五)

因みに柳希春の夫人宋氏は、當時稀に見る詩文に長じた婦人であり、又た徳望の高い婦人であつて、字を成仲といひ、號を徳峯と稱した。洪州の宋氏、丹城縣監宋駿の女で、中宗十六年辛巳十二月二十日、潭陽に生れ、希春と結婚したのはその十六歳の時即ち中宗三十一年丙申十二月十一日である。一男一女を生んだ。男は景濂、女は尹寛中の妻である。希春が乙巳の士禍に罹り、老母崔氏及び妻子を郷里に遺して北謫するや、宋氏獨り上は崔氏を奉養して孝を盡し、下は子女を養育成就させた。崔氏歿するに及び、葬祭するに誠を以てし、三年の喪を畢つた後、即ち單身匹馬、三千里を遠しとせず、海南より鍾城に向ひ、是より希春と苦樂を同じくし、希春より一年後れて、宣祖十一年戊寅正月一日、五十八歳を以て歿した。資性明敏、書史を涉獵し、特に詩に長じ、屢詩を以て希春と酬答し、又た希春と同じく象戯に興味があつたやうである。その詩文は多く本日記中に散見し、又た原本第十一冊に多く收められてゐる。善山柳氏の族譜に依れば、宋氏の文集があるやうであるが、未だ之が

眉巖日記草解説

調査には及んでゐない。

昭和十三年三月

二〇

朝鮮史編修會

第一七六號

昭和十三年三月二十六日印刷
昭和十三年三月三十一日發行
(朝鮮史料叢刊第八ノ五奥付)

朝鮮總督府

京城府蓬萊町三ノ六二番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

卷之二

